

「東大阪大学・東大阪大学短期大学部」ガバナンス・コードに係る適合状況及び点検結果

【適合状況判断基準】◎：全項目遵守 ○：概ね遵守
△：一部未遵守 ×：全項目未遵守

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況
1-1 建学の精神	◎
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	◎
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	◎
2-1 理事会	◎
2-2 理事	◎
2-3 監事	◎
2-4 評議員会	◎
2-5 評議員	◎
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	◎
3-1 学長	◎
3-2 教授会	◎
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	◎
4-1 学生に対して	◎
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	◎
4-4 危機管理及び法令遵守	◎
第5章 透明性の確保（情報公開）	◎
5-1 情報公開の充実	○

適合状況と今後の対応方針

第4章 公共性・信頼性 4-2 教職員等に対して
ユニバーシティ・ディベロップメントに基づき、大学運営の向上を目指していきます。理事会において寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく職務に係るPDCAについて積極的に明示していきます。
第5章 透明性の確保 5-1 情報公開の充実
自主的な情報公開について、「中期計画」は、公式ホームページ内で公開しています。その他、法律上公開が定められていない情報についても、積極的にホームページ等で公開し、学園の情報が伝わるように心がけていきます。